

大監第 11 号
令和 4 年 8 月 25 日

大台町長 大 森 正 信 様

大台町監査委員 野呂 茂生

大台町監査委員 中道 剛士

令和 3 年度 経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記

審査の意見及び概要

別添、令和 3 年度経営健全化審査意見書のとおり

令和3年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	元年度	2年度	3年度	経営健全化基準	備考
(1)資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和3年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

一般会計からの補助金及び出資金削減の経営研究が必要と思料される。

令和3年度 生活排水処理事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	元年度	2年度	3年度	経営健全化基準	備考
(1)資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和3年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

一般会計繰入金削減の経営研究が必要と思料される。